# 共 同 企 業 体 協 定 書（参考ひな形）

（目的）

第１条 本協定は、県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討補助金（以下「本補助事業」という。）の円滑かつ効率的な実施を目的として、共同企業体を構成する各構成員の責任と役割を明確にし、相互に連携・協力して本事業を推進することを目的とする。

（名称）

第２条 本協定に基づき設立する共同企業体は、●●●●共同企業体（以下、「本共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 本共同企業体は、事務局を●●（住所・法人名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 本共同企業体は、令和●年●月●日に成立し、本補助事業の完了日から●ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第５条 本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

（１）所 在 地　●●県●●●●●

法 人 名　●●●●

代表者名　●●●●●

（２）所 在 地　●●県●●●●●

法 人 名　●●●●

代表者名　●●●●●

（代表者）

第６条 本共同企業体の代表者は、●●●●とする。

（代表者の権限）

第７条 本共同企業体の代表者は、本補助事業の実施に関し、本共同企業体を代表して補助金交付者との協議・連携を行う権限を有するとともに、本共同企業体の名義をもって補助金の交付申請、変更申請、実績報告、補助金の請求及び受領、ならびに本共同企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

（取引金融機関）

第８条 本共同企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、本共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（運営委員会）

第９条 本共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（業務の分担）

第10条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

●●●●業務（構成員名）

●●●●業務（構成員名）

（構成員の連帯責任）

第11条 本共同研究体は、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本共同企業体の構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（構成員の個別責任）

第12条 本共同企業体の構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条 構成員は、本共同企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。但し、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は脱退した場合においては、補助金交付者の承認を得て、共同企業体の残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という）を選定する。

２ 前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本共同企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の契約不適合責任）

第16条 本共同企業体が解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、県との委託契約にかかる事項については、事前に県と協議した上で定めるものとする。

代表者●●●●ほか●社は、上記のとおり本共同企業体協定を締結したので、その証として正本●通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については補助金交付者に添えて提出する。

令和●年●月●日

代表者（所在地）

（名　称）

（代表者） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

構成員（所在地）

（名　称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印